十二、丸金醤油株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第一七号

排除命令

香川県小豆郡内海町苗羽甲一、八五〇番地
丸金醤油株式会社
右代表者　代表取締役　木下元義

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　丸金醤油株式会社は、その販売する「新味りん」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、ぶどう糖、水あめ及び砂糖に水を加え、更に、アルコール、グルタミン酸ソーダ、有機酸類、香料等を添加して短期間に製造された調味料であつて、みりんではなく、また、「調味効果は本味りんの一・五倍」、「特撰」の表示は何ら根拠のないものである旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「新味りん」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　丸金醤油株式会社（以下「丸金醤油」という。）は、肩書地に本店を置き、しょう油、ソース等の調味料の製造販売業を営む事業者である。

二　丸金醤油は、昭和四四年五月から、自社工場において製造した三〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料を「マルキン」の商標で、「新味りん」と称し、丸金食品株式会社の社名で、一般消費者を対象とし、北陸地域を除く全国の地域に販売している。

三　丸金醤油は、三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一）の中央部に大きく「新味りん」と記載したうえ、「特撰」と表示し、また、胴張り裏側ラベル（別添写二）に大きく「マルキン新味りん」と記載したうえ、「本味りんと同じ調味成分」、「調味効果は本味りんの一・五倍」と表示し、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖、水あめ及び砂糖を主原料とし、これに水を加えて攪拌後、ろ過し、更に、アルコール、グルタミン酸ソーダ、有機酸類、香料等を添加して短期間に製造された調味料であつて、みりんではない。

また、「調味効果は本味りんの一・五倍」、「特撰」の表示は何ら根拠のないものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、丸金醤油は、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英
委員　橋本徳男
委員　呉文二
委員　瀧川正久
委員　青山春樹

別添写一



別添写二

